

自然災害発生時における業務継続計画

法人名	アン・インターナ ショナル	種別	放課後等デイサービス
代表者	K.Y	管理者	K.K
所在地	文京区関口 1-48-6 日火江戸川橋ビル第二 201号	電話番号	03-6280-7083

1. 総論

(1) 基本方針

災害に対する基本方針

1. 利用者の生命・安全確保
2. 職員の生命・安全確保
3. 継続的・安定的なサービス提供
4. 地域との協力・協調

(2) 推進体制

(記入フォーム例)			
主な役割	部署・役職	氏名	補足
危機管理対策本部長	管理者	K.K	代行 O.K
総務 <input type="checkbox"/> 備蓄品（非常食・生活用品）の管理 <input type="checkbox"/> 対策本部員・応援要員の支援（食事、宿泊等） <input type="checkbox"/> 建物・備品等の被害状況の確認 <input type="checkbox"/> 電気、ガス、水道、電話の等のライフラインの確保及び早期復旧	管理者	K.K	代行 O.K
人事 <input type="checkbox"/> 職員および家族の安否確認 <input type="checkbox"/> 医療機関・保健所等対応	管理者	K.K	代行 O.K
連絡・情報 <input type="checkbox"/> 各事業所との連絡システムの確保 <input type="checkbox"/> 情報システム環境の整備 <input type="checkbox"/> 通信連絡手段の確保	管理者	K.K	代行 O.R
業務運営 <input type="checkbox"/> 利用児者等の安否確認 <input type="checkbox"/> 利用児者等の避難・救助 <input type="checkbox"/> 重要業務の復旧・休止指示 <input type="checkbox"/> 重要業務の継続および休止等の対応支援・指示		O.K	代行 O.R
情報収集		O.K	代行 O.R

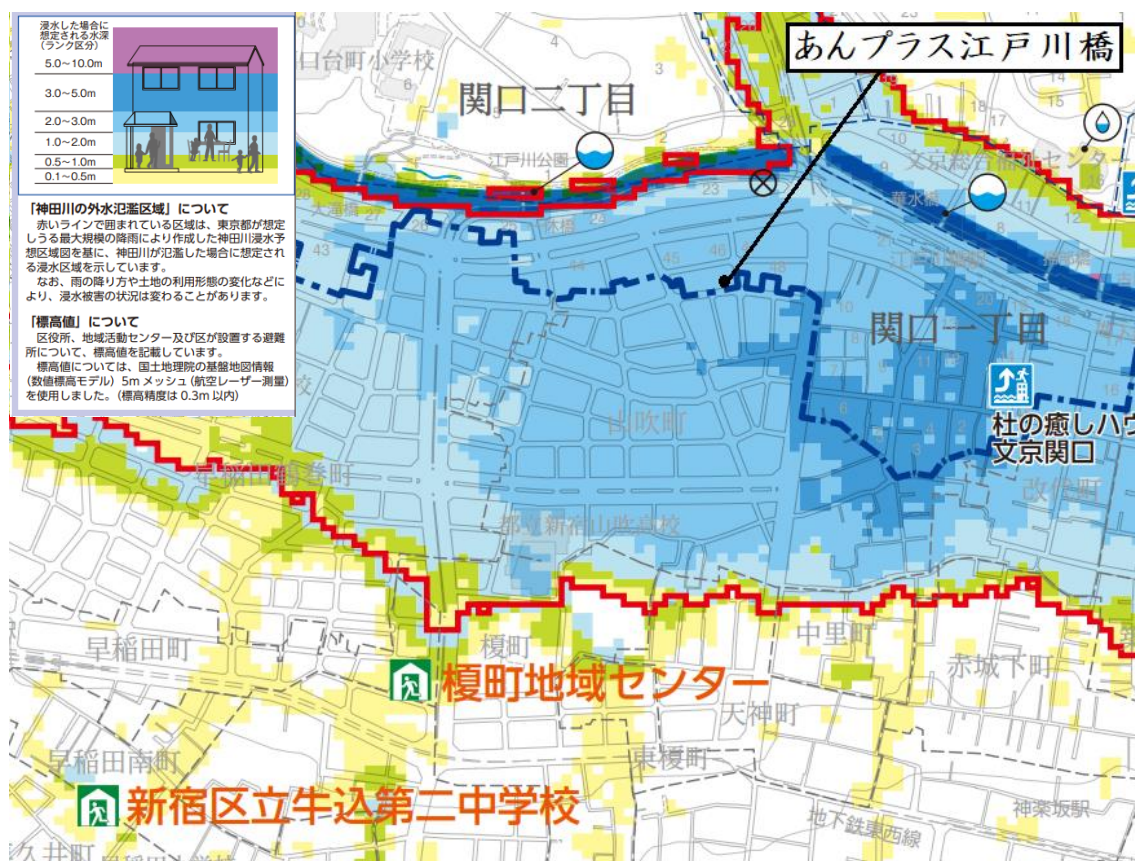
<input type="checkbox"/> 地域の被害状況確認 <input type="checkbox"/> 県・各市町・業界団体、地域との調整 <input type="checkbox"/> 法人外への情報発信(災害伝言ダイヤル等) <input type="checkbox"/> ボランティア等の受け入れ			
広報 <input type="checkbox"/> マスコミ等への情報発信 <input type="checkbox"/> 外部関係機関等からの問合せ対応	代表	K.Y	代行 K.K

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

文京区水害ハザードマップ

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/var/rev0/0280/9590/202333015328.pdf>



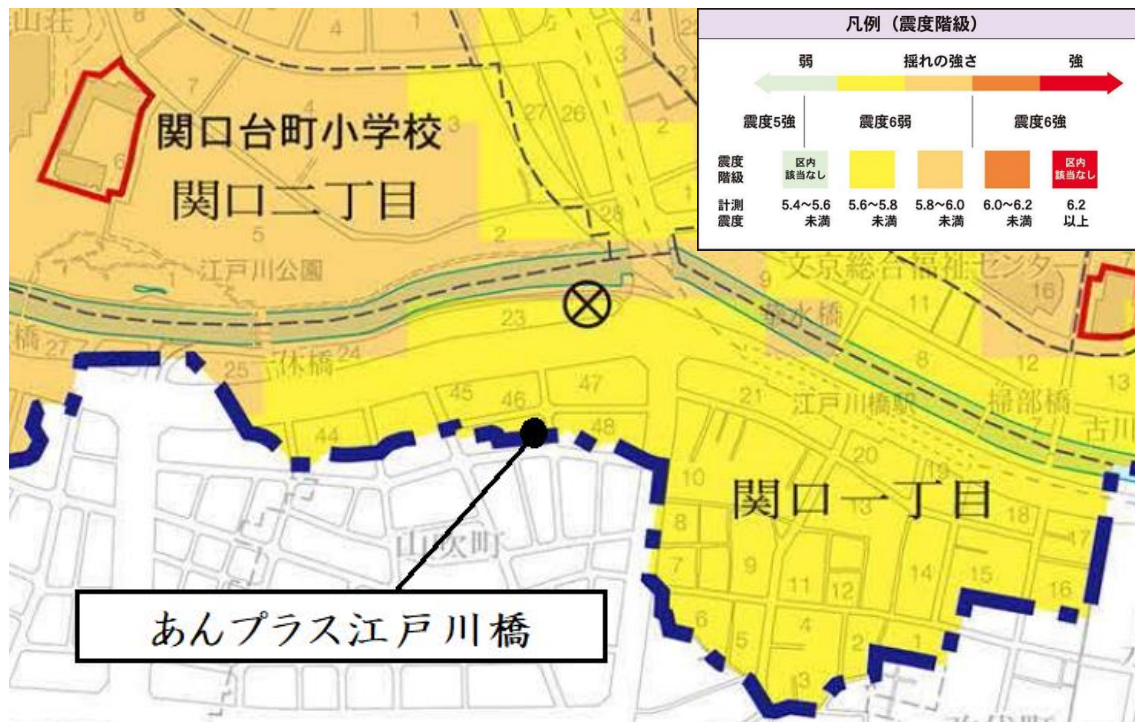
文京区土砂災害ハザードマップ

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/var/rev0/0283/9050/2023330155721.pdf>

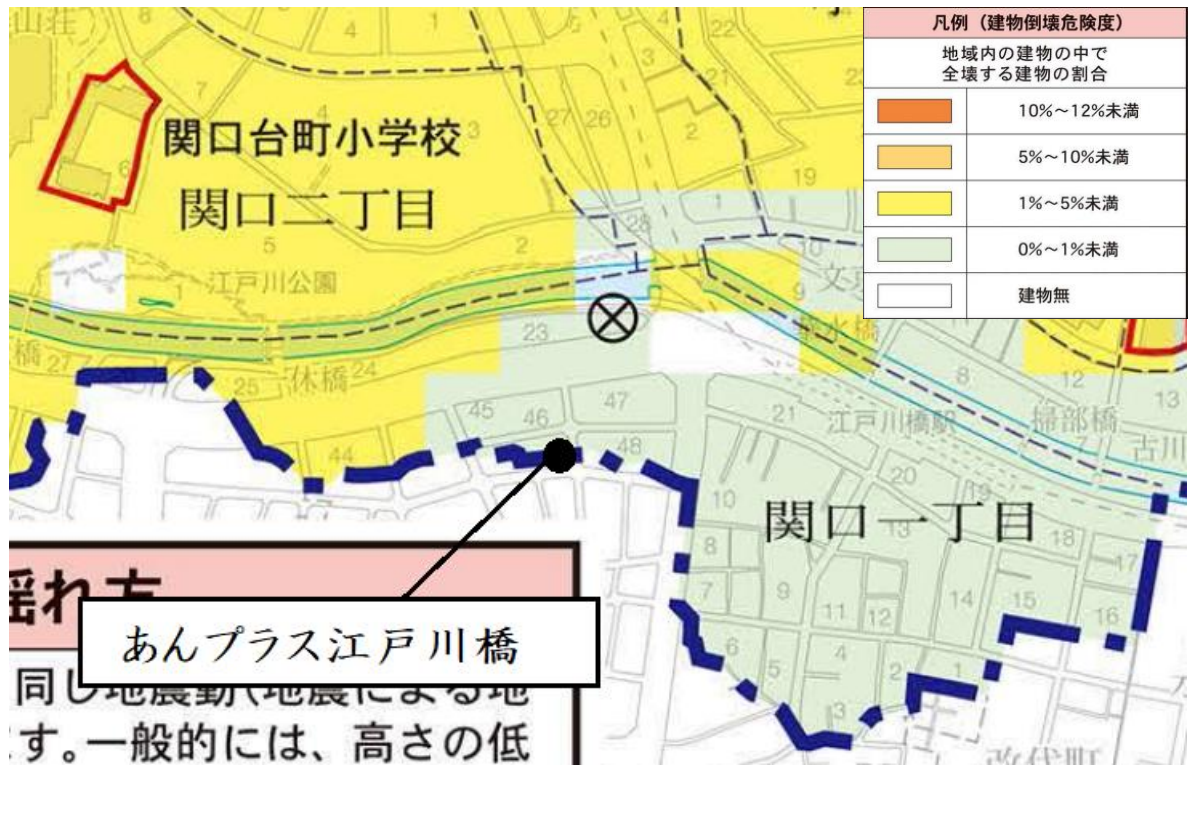


文京区地震防災マップ

・ゆれやすさマップ <https://www.city.bunkyo.lg.jp/var/rev0/0293/1846/yureyasusa.pdf>



・建物倒壊危険度マップ



② 被災想定

【自治体公表の被災想定】

【文京区の被災想定】

交通被害

道路・橋梁・鉄道

道路や鉄道の橋梁などの大規模被害は、阪神・淡路大震災以降、耐震化が進んでおり、余り発生しないものと想定される。

道路 ・ 停電による信号機の滅灯などにより、交差点などで渋滞が発生する。

- ・ 建物の倒壊や交通渋滞により、緊急車両の通行が困難となる可能性がある。

鉄道 ・ 地震の揺れを感知し、各駅で列車が停止する。

- ・ 架線や電気・信号設備等、非構造部材等の損傷により、すぐには運転を再開しないため、数千人の乗客が駅にとどまる。
- ・ 鉄道の運転再開は、1週間程度を要することが見込まれる。

ライフライン

上水：・管路や浄水場等の被災により、約4割の地域で断水となり、復旧見込日数は1か月程度となる。

- ・停電が長引いた場合、非常用発電設備の燃料が無くなることにより、運転停止に至る断水もある。

下水：・下水道は、約3割の地域で使えず、復旧見込日数は1か月程度となる。

- ・停電が長引いた場合、非常用発電設備の燃料が無くなることにより、ポンプ場の機能が停止する。また、管路等の復旧前に多量の降雨があると、溢水や内水氾濫のおそれがある。

電気：・区内の30%程度が停電となり、復旧見込日数は1週間程度となる。

- ・発電所も被災するため、供給の少ない状態が1週間以上継続することも想定されるため、需要抑制（節電要請、電力使用制限令、計画停電等）が行われる。

- ・非常用発電設備が確保されていても消防法等により燃料の備蓄量に限りがあるため、停電が長期化した場合は、非常用電力が得られなくなる可能性がある

ガス：・地震による供給停止率は2.3～100%であり、復旧見込日数は1～2か月程度となる

通信：[固定電話]

- ・地震による不通率は7.6%であり、復旧見込日数は2週間程度となる。
- ・音声通話が集中した場合、通信規制が行われ、ほとんどの一般電話は通話が困難となり、おおむね通話規制が緩和されるのは2日目になる。
- ・電気を必要とする電話機は、停電が継続する間は利用できない。

[携帯電話]

- ・携帯電話の不通率は高く、不通率50%以上の地域が多く存在する。
- ・音声通話は、利用の集中・輻輳ふくそうに伴う通信規制等により、著しく使用が制限され、ほとんど接続できなくなり、規制の緩和は2日目となる。
- ・メールは、おおむね利用可能であるが、集中により大幅な遅配が発生する。
- ・伝送路の被災と基地局の停波により1割が利用できなくなる。
- ・停電が長期化した場合、基地局の非常用電源の燃料切れ等により、停波することが見込まれ、携帯電話の利用ができなくなるエリアが拡大する。

[インターネット]

- ・インターネットへの接続は、固定電話の伝送路の被災状況に依存するため、設備の破損等による1割程度の地域で、利用ができなくなる可能性がある。
- ・非常用発電設備がない場合は、停電によりルーター等が使用できなくなる。

【自施設で想定される影響】

	当日	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目	9 日 目
電力	非常用バッテリー			復旧	→	→	→	→	→
E V	階段利用								
飲料水	備蓄利用	→	復旧	→	→	→	→	→	→
生活用水	利用制限	→	復旧	→	→	→	→	→	→
ガス	利用なし								
携帯電話	利用制限	→	復旧	→	→	→	→	→	→
メール	利用制限	→	復旧	→	→	→	→	→	→

(4) 優先業務の選定

① 優先する事業

<優先する事業>

(1) 通所サービス 放課後等デイサービス

<当座休止する事業>

なし

② 優先する業務

(記入例)

・学習支援 (レク等を含む)

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

●訓練

- ・毎年2月、5月、9月に災害（主に地震、水害、火災）を想定した訓練を実施する。
- ・責任者の判断で、上記の訓練実施月の変更や追加実施を決めることができる。
- ・訓練内容や参加者は責任者が検討し、事前に参加者に通知する。
- ・訓練の実施状況は責任者が記録を取り、保管する。

●研修

- ・採用時の研修の際に、訓練の記録を利用して研修を行う。
- ・定期的に研修を行い、職員への周知を図り、BCPや訓練内容の見直しを行う。

② BCPの検証・見直し

- ・毎年3月の管理者 MT で、これまで策定した BCP の内容や災害対策の取組を総括し、現状を評価する。
- ・総括により洗い出された課題については、翌年度の取組に反映させる。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
建物（柱・壁・窓床）	毎月点検を行い、異常があれば管理塔に報告	旧耐震基準設計のもの
書棚	突っ張り棒、L字金具などによる固定	
キャビネット	突っ張り棒、L字金具などによる固定	
家具・収納棚	突っ張り棒、L字金具などによる固定	
間仕切りの壁	突っ張り棒、L字金具などによる固定	

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
給水タンク	業者による耐震点検	
	ボルト固定の強化実施	
	業者による耐震点検	
受電設備	業者による耐震点検	
空調設備	定期点検	
消火設備	業者による定期点検	

③ 水害対策

対象	対応策	備考
浸水による危険性の確認	毎月 1 日に担当者による点検を実施。年 1 回は業者による総合点検を実施。	
外壁の確認（ひび割れ、欠損、膨らみ）	毎月 1 日に担当者による点検を実施。年 1 回は業者による総合点検を実施。	
窓ガラスの確認（飛散防止フィルム）	毎月 1 日に担当者による点検を実施。	
非常用バッテリーの確認	毎月 1 日に担当者による点検を実施。	

（2）電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
スマホ・パソコン・インターネット	非常用バッテリー
照明	電池式懐中電灯
冷房・暖房	冷蔵庫の氷、毛布で対応

（3）ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
使用していない	

(4) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

● 備蓄品の飲料水：

ペットボトルの飲料水を使用 2 L×6本

おやつで提供しているジュースを代用

● 給水車による配給対応：

給水車による水の配給が実施された場合、空きペットボトルを活用

② 生活用水

● 備蓄品の水：

ペットボトルの飲料水を使用 2 L×6本

● 近隣にある井戸水：

井戸水が利用できる場合、バケツに汲んで使用する。折り畳みタンクを置いておく。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

● 使用可能な通信手段

固定電話：事務所 03-6280-7083

携帯電話：事務所 070-1502-3904

(6) システムが停止した場合の対策

● 対策

- ・システムが停止した場合に紙による作業・業務。
出席表、名簿、緊急連絡先を紙で用意しておく

● 設備・機器

- ・モバイルバッテリー・接続ケーブル

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策

【利用者】

簡易トイレ：10台
簡易トイレが使用可能な利用者に利用してもらう。

【職員】

断水、配管不備、浄化槽の損傷等により、トイレが使用できなくなった場合、職員は備蓄品の簡易トイレを使用する。設置場所はトイレとする
(簡易トイレ10台、使い捨てポリ袋10枚分)

② 汚物対策

保管場所候補1：玄関前にポリ袋に入れて保管
保管場所候補2：トイレ内にポリ袋に入れて保管
(保管用ポリ袋45リットル10枚分)

(8) 必要品の備蓄

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
食料（お菓子）	15食	1ヶ月ごとに確認	おやつ置き場	
飲料水（2L）	6本	防災研修時に確認	シンク下	

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
簡易トイレ	10個		トイレ内	
生理用品	20個		トイレ内	

ウェットティッシュ	10 個		トイレ内	
ティッシュ	5 箱		トイレ内	
タオル	2 枚		事務室	
消毒薬等救急用品	1 箱		事務室	
ばんそうこう	1 箱		事務室	
マスク	1 箱		事務室	

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
ビニール手袋	2 箱	事務室	
使い捨て食器・カップ	各 2 箱	事務室	
ラップ・アルミホイル	各 2 箱	事務室	
ブルーシート	1 枚	流し下	
バケツ	1 個	流し下	
折り畳みタンク	1 個	流し下	
ラジオ	1 台	事務室	
カセットコンロ	2 台	事務室	
乾電池単 3・単 4	各 1 箱	事務室	
ガスボンベ 3 個入	1 箱	事務室	
毛布	1 人分	事務室	
懐中電灯	1 台	事務室	
使い捨てカイロ (10 個入り)	1 つ	事務室	

(9) 資金手当て

本事業所は、下記の損害賠償責任保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険

*地震保険の保険契約については地域によって制限がある。

- ・地震保険については、事業用物件への保険契約を制限する傾向にあり、地域によっては地震保険を付けられないケースもあるので注意する。

3 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

【地震による発動基準】

本書に定める緊急時体制は、文京区周辺において、震度5以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合、管理者の指示によりBCPを発動し、対策本部を設置する。

【水害による発動基準】

記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報が発表されたとき
台風により暴風・波浪・高潮警報が発表されたとき

管理者	代替者①	代替者②
管理者 K.K	代替者 O.K	代替者 O.R

(2) 行動基準

発災時の行動基準

- 1 職員および利用者の安全確保
- 2 二次災害への対策（火災・建物倒壊など）
- 3 入所系サービス利用者の生命維持
- 4 法人内施設間の連携と外部機関との連携
- 5 情報発信

(3) 対応体制

【災害対策本部】

責任者 地震災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う

・情報（担当 O.K）

行政と連絡をとり、正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎ、隊長に報告するとともに、利用者家族へ利用者の状況を連絡する。活動記録をとる。

・消火（担当 K.K）

地震発生直後直ちに火元の点検、ガス漏れの有無の確認などを行い、発火の防止に万全を期すとともに、発火の際には消火に努める。

・応急物資（担当 K.K）

食料、飲料水などの確保に努めるとともに、炊きだしや飲料水の配布を行う。

・安全指導（担当 K.K）

利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し報告する。指示がある場合は利用者の避難誘導を行う。家族への引継ぎを行う。

・救護（担当 O.R）

負傷者の救出、応急手当および病院などへの搬送を行う。

(4) 対応拠点

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
教室	事務室	

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

【安否確認ルール】

担当者大森が利用者の安否を確認し、管理者へ報告する。

【医療機関への搬送方法】

搬送する医療機関は以下のとおりとする

- ① 東京女子医科大学病院（総合病院）
- ② 愛児クリニック・レディースクリニック（近隣病院）
- ③ 江戸川橋診療所（診療所）

② 職員の安否確認

【施設内】

職員の安否確認は、管理者が行う。

【自宅等】

自宅等で被災した場合（自地域で震度5強以上）は、①電話、②携帯メール LINE、③災害用伝言ダイヤルで、施設に自身の安否情報を報告する。

報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤の可否。

(6) 職員の参集基準

●災害対策本部（勤務時間内）

区内で震度5弱以上の地震が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。被災していない職員は参集する。

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	教室中央	
避難方法	徒歩	

【施設外】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	新宿区立牛込第二中学校	文京区立関口台町小学校（地震のみ）
避難方法	徒歩	徒歩

(8) 職員の管理(ケア)

① 休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
教室	教室 (男性)
事務室	事務室 (女性)

② 勤務シフト

【災害時の勤務シフト】 3交代制 7:00~15:30、15:00~23:30、23:00~7:30
--

(9) 復旧対応

① 破損個所の確認

<建物・設備の被害点検シート例>

対象		状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	管理事務所へ報告
	電気	通電 / 不通	管理事務所へ報告
	水道	利用可能／利用不可	管理事務所へ報告
	電話	通話可能／通話不可	NTT 東日本
	インターネット	利用可能／利用不可	NTT 東日本
(フロア単位) 建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	管理事務所へ報告
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	管理事務所へ報告
	天井	落下あり／被害なし	管理事務所へ報告
	床面	破損あり／被害なし	管理事務所へ報告
	壁面	破損あり／被害なし	管理事務所へ報告
	照明	破損・落下あり／被害なし	管理事務所へ報告

② 業者連絡先一覧の整備

業者名	連絡先	業務内容
代表加藤へ連絡	090-3310-0290	建物全般
代表加藤へ連絡	090-3310-0290	電気工事・照明
スターティア	0120-533-112	サーバ・ネットワーク
(株)テーエムケー	03-3269-8000	不動産関係業務

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

以下の機関と連絡を取り合って対応する

- ・自治体関連部署
- ・医療機関
- ・法人内事業所 (同業サービス提供者)

放課後等デイサービスあんプラス・三ノ輪教室・三河島教室

② 地域のネットワーク等の構築・参画

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
あんプラス	03-6903-3048	
あんプラス三ノ輪	03-6806-8208	
あんプラス三河島	03-6458-3866	

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
三河島タワークリニック	03-3806-1133	

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
文京区障害福祉課（知的）	5 8 0 3 - 1 2 1 9	
文京区障害福祉課（身体）	5 8 0 3 - 1 2 1 4	
文京区予防対策課（精神）	5 8 0 3 - 1 2 3 0	
文京区社会福祉協議会	3 8 1 2 - 3 0 4 0	

連携対応

① 事前準備

（主な記載項目）

- ・被災時の連絡方法：LINE ワークス、社用スマホ
- ・備蓄の拡充：時期によりおやつ量が少なくなるため配給を依頼する
- ・職員派遣の方法：LINE ワークスで情報共有

② 利用者情報の整理

利用者カード記載項目例

- ・氏名、生年月日、血液型、利用者家族の連絡先（氏名・続柄・電話番号・携帯番号）、施設名（電話番号・郵便番号・住所・担当者）
- ・医療情報（病歴、服薬状況、かかりつけ医の名前・連絡先）
毎年四月に情報の更新を行う。
- ・宿泊対応になった場合の留意事項（コミュニケーションの方法、食事・口腔、排せつ、歩行・移乗、更衣などケアに関するその他の特記事項）

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

登録しない
常勤スタッフの人数が少ないため。

通所系・固有事項

【平時からの対応】

- サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先については複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておく。
- 特定相談支援事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等を予め検討しておく。
- 避難先でサービスを提供する可能性も想定され、平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、職能・事業所団体等）と良好な関係づくりに努める。

【災害が予想される場合の対応】

- 台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、予め事前にサービスの休止・縮小に関する基準を定めておく。
- 上記基準について、特定相談支援事業所へも情報共有を行い、利用者やその家族にも説明する。
- 必要に応じてサービスの前倒しなども検討する。

【災害発生時の対応】

- BCPに基づき速やかなサービスの再開に努めるが、サービスを長期間休止する場合は、特定相談支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所の訪問サービス等への変更を検討する。
- 利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、予め把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。その際、送迎者の利用が困難な場合も考慮して、手段を検討する。帰宅にあたって可能であれば利用者家族の協力も得る。関係機関とも連携しながら事業所での宿泊や近くの避難所への移送等で対応する。
- 被災により一時的に事業所が使用できない場合は、利用者宅を訪問するなど代替サービスの提供を検討する。

<更新履歴>

更新日	更新内容	更新者
6年4月1日	作成	O.K